

食の安全・安心確保に向けた施策の実行計画

# 令和7年度 埼玉県食の安全・安心アクションプラン



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」

令和7年6月

彩の国  埼玉県

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| I 策定の趣旨                | 1  |
| II 3つの施策の柱             | 2  |
| III 施策の体系              | 3  |
| IV 施策の方向               |    |
| 1 安全な食品の生産・供給の促進       | 6  |
| 2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底   | 10 |
| 3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築  | 13 |
| V 食の安全・安心確保に向けた推進体制の整備 | 16 |
| VI 危機管理体制の整備           | 17 |
| ◇ 参考資料                 |    |
| 用語解説                   | 19 |
| 食の安全・安心に関する相談等窓口       | 24 |

埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」



## I 策定の趣旨

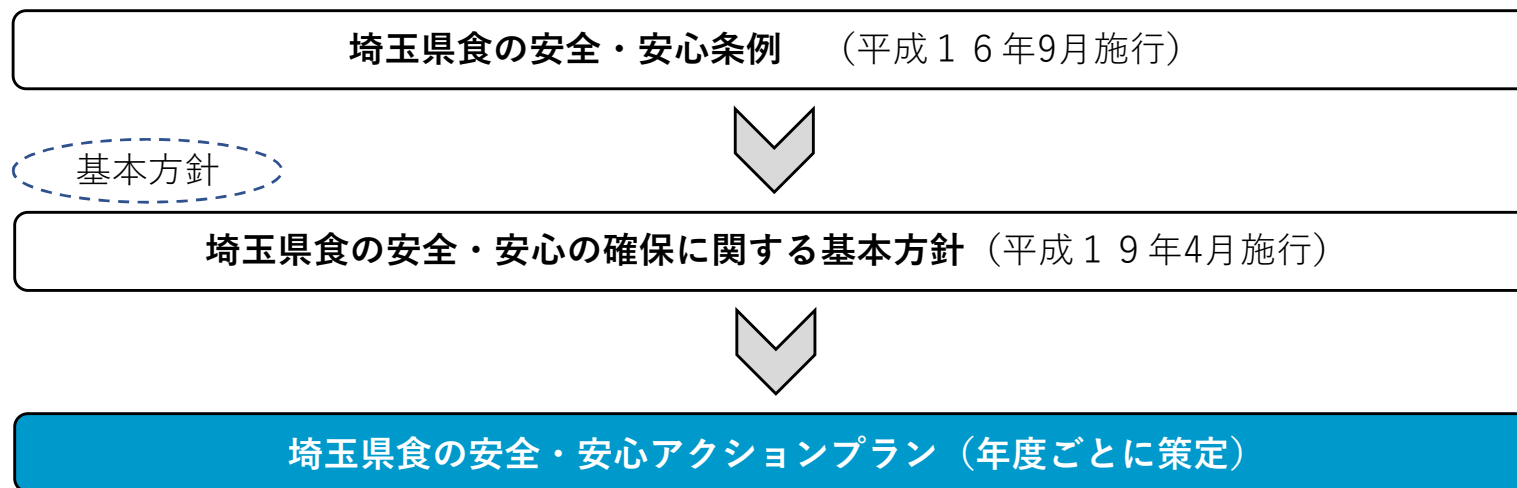
食中毒、残留農薬、不適正表示、異物混入等の事件が発生していることを背景として、食の安全に対する県民の関心は、依然として高い状況にあります。

県では、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で、県、事業者、消費者がそれぞれの責務・役割を果たして、食の安全・安心の確保を図ることを目的に、平成16年9月に「埼玉県食の安全・安心条例※」を施行しました。

この条例では、県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な施策を明らかにした基本方針を定めることが規定されており、平成19年4月に新たに「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」を施行しました。

「埼玉県食の安全・安心アクションプラン」は、この基本方針に基づく施策を実行していくために、「食の安全・安心確保に向けた施策の実行計画」として年度ごとに策定するものです。

このたび、「令和7年度 埼玉県食の安全・安心アクションプラン」を取りまとめました。県では、このプランにそって、引き続き関係自治体並びに食品関係団体及び消費者団体などの関係団体等との協働・連携を図りつつ、食の安全・安心の確保に努めてまいります。



※印の付いている用語は、P19以降に解説があります。

## Ⅱ 3つの施策の柱

基本方針に基づき、次の3つを基本的な施策の柱として、取り組みます。

### 1 安全な食品の生産・供給の促進



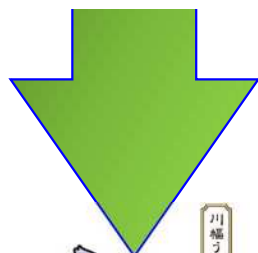
S-GAPガイドブック  
(埼玉県農業生産安全確認運動)  
【左から野菜編、穀物編、果樹編、茶編】



彩の国畜産物  
生産ガイドライン

### 2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

農場から食卓まで



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」



農産物の残留農薬分析



卸売市場での監視・指導

### 3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築



食の安全体験教室



### Ⅲ 施策の体系

#### 1 安全な食品の生産・供給の促進

施策数：14、数値目標数：29

##### (1) 生産段階における指導等の充実強化

ア. 農薬・動物用医薬品等の適正使用の徹底

- ・農薬の適正使用の徹底及び農薬危害防止の推進
- ・動物用医薬品の適正使用等に関する調査
- ・水産用医薬品の適正使用の指導と養殖魚に対する医薬品残留検査
- ・原子力発電所事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査

イ. 自主衛生管理の支援

- ・S-GAPの策定と推進
- ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理の推進
- ・家畜伝染病の防疫の徹底及び家畜の生産段階における健康状態の確認

##### (2) 食品産業との連携と地産地消の推進

- ・ふるさと認証食品の制度普及

##### (3) 食品の安全に関する研究等の推進

- ・農産物の安全性確保に関する技術開発の推進
- ・Staphylococcus argenteusの迅速検査法の確立と食品汚染実態調査
- ・食中毒事例由来ウエルシュ菌の分子疫学的解析型別法の検討（新規）

##### (4) 地域の環境保全と食品循環資源利用の推進

ア. 地域の環境保全

- ・大気環境中の有害化学物質対策の推進
- ・河川・土壌中の有害化学物質対策の推進

イ. 再生可能な有機物資源の利活用

- ・良質堆肥の生産と生産された堆肥の利用促進

## 2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

### （１）食品の安全のための自主管理体制の向上

### （２）製造段階における監視・指導の充実強化

### （３）流通段階における監視・指導の充実強化

### （４）輸入食品に対する監視・指導の充実強化

### （５）食品表示の適正化の推進

### （６）試験検査体制の強化等

施策数：18、数値目標数：29

- ・ HACCPに沿った衛生管理の稼働・定着支援
- ・ 食品衛生推進員の活動
- ・ 学校給食食中毒事故等の防止対策

- ・ 食品監視の充実・強化
- ・ 他の都道府県等との相互の連携
- ・ B S Eに係る飼料規制の徹底
- ・ 死亡牛B S E 検査

- ・ 適正な食品表示の遵守
- ・ いわゆる健康食品安全対策の推進
- ・ 残留農薬・動物用医薬品の検査
- ・ 県内産農産物スクリーニング検査の実施

- ・ 輸入食品の取扱施設に対する監視・指導及び輸入食品検査の充実・強化

- ・ 食品表示調査員による調査
- ・ DNA鑑定による表示の確認
- ・ 「食品表示なんでもダイヤル」等食品表示に関する相談窓口の設置
- ・ 情報提供、通報等による立入調査等
- ・ 食品の栄養表示等の指導強化

- ・ 食品衛生検査施設等における業務管理（食品G L P）の充実

### 3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築

施策数：11、数値目標数：12

#### (1) 県民の意見の施策への反映等

- ・食の安全推進委員会の開催
- ・食品衛生監視指導計画の策定

#### (2) リスクコミュニケーションの促進

- ・タウンミーティングの開催
- ・食の安全を説明できる人材の育成

#### (3) 正しくわかりやすい情報・知りたい情報の提供

##### ア. 情報の収集と提供

- ・食の安全・安心に関する情報提供
- ・参加型学習会の開催

##### イ. 消費生活における食の安全確保のための消費者学習の支援等

- ・消費生活の安心確保のための消費者教育の推進

#### (4) バランスのとれた食生活・食の安全に係る食育の推進

- ・食の安全・安心学習の推進
- ・学校給食への地場産農産物利用を通じた食育の推進

#### (5) 健康で豊かな食文化の推進

- ・県産農産物等の情報提供の推進
- ・県民、企業、団体等の自発的な食育活動の推進

### ●各施策の柱における施策数と数値目標数

| 施策の柱                  | 施策数 | 数値目標数 (No.)   |
|-----------------------|-----|---------------|
| 1 安全な食品の生産・供給の促進      | 14  | 29 (No. 1～29) |
| 2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底  | 18  | 29 (No.30～58) |
| 3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築 | 11  | 12 (No.59～70) |
| 計                     | 43  | 70            |

## IV 施策の方向

※印の付いている用語は、P19以降に解説があります。

### 1 安全な食品の生産・供給の促進

#### (1) 生産段階における指導等の充実強化

##### ア 農薬・動物用医薬品等の適正使用の徹底

##### ・ 農薬の適正使用の徹底及び農薬危害防止の推進

農薬の適正使用の確保並びに農薬の適切な管理及び販売の推進を図るため、調査や啓発活動を行います。

また、農薬危害防止に向けて、啓発用ポスターを関係機関に掲示するとともに、農薬販売業者に対して農薬(必要に応じて毒物劇物)の保管についての実地調査及び実地指導を行います。

【農産物安全課・薬務課】

|   |                      | 7年度目標   | 6年度実績(目標) |           | 5年度実績   |
|---|----------------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 1 | 農薬残留調査               | 20件     | 20件       | (20件)     | 20件     |
| 2 | 農薬販売店立入検査            | 200店    | 201店      | (200店)    | 202店    |
| 3 | ゴルフ場農薬使用状況調査         | 6ゴルフ場   | 6ゴルフ場     | (6ゴルフ場)   | 6ゴルフ場   |
| 4 | 農薬安全・適正使用パンフレット作成    | 36,000部 | 36,000部   | (48,000部) | 48,000部 |
| 5 | 農薬適正使用アドバイザー等認定研修の実施 | 3回      | 3回        | (3回)      | 3回      |
| 6 | 農薬危害防止啓発ポスター作成配布     | 1,000枚  | 1,065枚    | (1,000枚)  | 1,065枚  |
| 7 | 農薬危害防止リーフレットの作成配布    | 1,000枚  | 1,000枚    | (1,000枚)  | 1,000枚  |
| 8 | 農薬危害防止用啓発物品の配布       | 1,400個  | 1,400個    | (1,400個)  | 1,400個  |

##### ・ 動物用医薬品の適正使用等に関する調査

動物用医薬品製造業者、販売業者、獣医師、使用者(農家)に対し、動物用医薬品を適正に使用するよう指導を行います。

【畜産安全課】

|   |              | 7年度目標             | 6年度実績(目標)         |                     | 5年度実績             |
|---|--------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 9 | 要指示医薬品流通指導件数 | 販売業者14件<br>農家250件 | 販売業者21件<br>農家254件 | (販売業者14件<br>農家250件) | 販売業者25件<br>農家259件 |

##### ・ 水産用医薬品の適正使用の指導と養殖魚に対する医薬品残留検査

ホンモロコ、ナマズ、ニジマスなど食用魚生産者に対し、現地で医薬品の適正使用指導を行います。

残留検査は、食用魚の出荷時期に合わせてサンプリングを行います。

【生産振興課】

|    |                 | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |        | 5年度実績 |
|----|-----------------|-------|-----------|--------|-------|
| 10 | 水産用医薬品の適正使用現地指導 | 30経営体 | 23日       | (25日)  | 25日   |
| 11 | 水産用医薬品の残留検査     | 9検体   | 10検体      | (10検体) | 10検体  |

##### ・ 原子力発電所事故に伴う放射性物質の農産物等への影響調査

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県産農産物等の安全性を確認するため、放射性物質の影響を調査します。

【農産物安全課・畜産安全課・生産振興課・森づくり課】

|    |      | 7年度目標        | 6年度実績(目標)    |                | 5年度実績        |
|----|------|--------------|--------------|----------------|--------------|
| 12 | 調査頻度 | 農産物等について53検体 | 農産物等について50検体 | (農産物等について62検体) | 農産物等について78検体 |

## イ 自主衛生管理の支援

### ・ S-GAP<sup>※</sup>の策定と推進

各地域にS-GAP農場評価員を養成し、基準を満たした農場を「S-GAP実践農場」として評価します。

【農産物安全課】

|    |            | 7年度目標    | 6年度実績(目標) |            | 5年度実績  |
|----|------------|----------|-----------|------------|--------|
| 13 | S-GAP実践農場数 | 1,600経営体 | 929経営体    | (1,400経営体) | 870経営体 |

### ・ ハサップ<sup>※</sup>方式の考え方を取り入れた生産管理の推進

ハサップ方式に準じた生産管理の手順を示した「彩の国畜産物生産ガイドライン」に基づく管理が優良な農場として認証した「埼玉県優良生産管理農場」の管理水準の向上により、安全・安心な畜産物の生産を推進します。

【畜産安全課】

|    |                     | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |        | 5年度実績 |
|----|---------------------|-------|-----------|--------|-------|
| 14 | 埼玉県優良生産管理農場の更新指導農場数 | 20農場  | 33農場      | (20農場) | 30農場  |

### ・ 家畜伝染病の防疫の徹底及び家畜の生産段階における健康状態の確認

畜産農家に対し、家畜伝染病の発生を防止するとともに、飼養管理について定めた「飼養衛生管理基準」を遵守させるため、立入指導を行います。

【畜産安全課】

|    |                               | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |         | 5年度実績 |
|----|-------------------------------|-------|-----------|---------|-------|
| 15 | 鳥インフルエンザ <sup>※</sup> 抗体検査の実施 | 対象全農場 | 対象全農場     | (対象全農場) | 対象全農場 |

## (2) 食品産業との連携と地産地消<sup>※</sup>の推進

### ・ ふるさと認証食品の制度普及

県産農産物を主原料とした「埼玉県ふるさと認証食品」及び特定の品種や生産方式で生産された県産農産物を100%主原料とした「埼玉県ふるさと認証食品プレミアム」の認証を拡大し、安全で安心な農産物の供給を推進します。

【農業ビジネス支援課】

|    |           | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |         | 5年度実績 |
|----|-----------|-------|-----------|---------|-------|
| 16 | ふるさと認証食品数 | 419製品 | 409製品     | (442製品) | 432製品 |

## (3) 食品の安全に関する研究等の推進

### ・ 農産物の安全性確保に関する技術開発の推進

農業技術研究センターにおいて、下記の3課題について試験研究を予定しています。

- ①水田におけるマイクロプラスチック流出低減対策
- ②中干し期間の延長が水稻のカドミウム吸収に及ぼす影響調査
- ③茶生産現場での安全性確認調査

【農産物安全課】

|    |                       | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |       | 5年度実績 |
|----|-----------------------|-------|-----------|-------|-------|
| 17 | 化学物質による農産物への影響回避技術の開発 | 3課題   | 3課題       | (3課題) | 4課題   |

▪ **Staphylococcus argenteus<sup>※</sup>の迅速検査法の確立と食品汚染実態調査**

【衛生研究所】

効率的なS. argenteus検出のための迅速検出法を菌添加食品及び流通食品を用いて検証し、流通食品のS. argenteus汚染状況を調査します。

|    |                                         | 7年度目標             | 6年度実績(目標)                           |                                    | 5年度実績 |
|----|-----------------------------------------|-------------------|-------------------------------------|------------------------------------|-------|
| 18 | S. argenteusの迅速検査法の確立と菌添加食品及び流通食品を用いた検証 | 菌添加食品及び流通食品 125検体 | 迅速検出法のプロトコール整備及び菌添加食品(5種類)を用いた検証を実施 | (迅速検出法のプロトコール整備及び菌添加食品(5種類)を用いた検証) | —     |

▪ **食中毒事例由来ウエルシュ菌の分子疫学的解析型別法<sup>※</sup>の検討(新規)**

【衛生研究所】

食中毒患者、調理従事者及び食品から分離されたウエルシュ菌を対象としてMLST<sup>※</sup>を実施し、この方法の型別能力や系統解析<sup>※</sup>能力の有用性を評価します。

|    |                        | 7年度目標                    | 6年度実績(目標) |   | 5年度実績 |
|----|------------------------|--------------------------|-----------|---|-------|
| 19 | 食中毒調査におけるウエルシュ菌MLSTの評価 | 従来法とMLSTの結果の比較検討(40菌株程度) | —         | — | —     |

▪ **高等植物に含まれる有毒成分のLC-MS/MS<sup>※</sup>を用いた一斉分析法の検討(終了)**

【衛生研究所】

令和4年度に開発した高等植物に含まれる17の有毒成分を対象にした一斉分析法について、調理後残品からの適用を可能とするための抽出・精製条件を確立しました。

|  |                 | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |   | 5年度実績                 |
|--|-----------------|-------|-----------|---|-----------------------|
|  | 植物性自然毒の一斉分析法の開発 | —     | —         | — | 調理済みの試料を対象とした一斉分析法を確立 |

▪ **埼玉県内で流通する生鮮野菜及び食肉の下痢原性大腸菌汚染実態調査(終了)**

【衛生研究所】

食品(食肉及び生野菜)のEASTEC<sup>※</sup>等の汚染状況を調査し、食品における病原大腸菌のリスクを確認しました。さらに、検出された病原大腸菌株の血清型別を行い、食品別に病原大腸菌の汚染実態の分析を行いました。

|  |                            | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |   | 5年度実績                              |
|--|----------------------------|-------|-----------|---|------------------------------------|
|  | 生鮮野菜及び食肉における下痢原性大腸菌汚染実態の把握 | —     | —         | — | 生鮮野菜200検体及び食肉ふき取り100検体の下痢原性大腸菌検査実施 |

#### (4) 地域の環境保全と食品循環資源利用の推進

##### ア 地域の環境保全

###### ・大気環境中の有害化学物質対策の推進

有害な化学物質に対する排出規制や事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進など、環境への排出を抑制する対策を総合的に進めるとともに、環境中における化学物質の実態把握を行います。

また、これらの情報を積極的に提供し、化学物質の管理やリスクなどに関する情報の共有と環境コミュニケーション※を推進することにより環境リスクの低減を図ります。

###### 【大気環境課】

|    |                              | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |        | 5年度実績 |
|----|------------------------------|-------|-----------|--------|-------|
| 20 | (常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法))大気     | 7地点   | 7地点       | (7地点)  | 8地点   |
| 21 | (規制指導(ダイオキシン類対策特別措置法))排出ガス検査 | 6検体   | 6検体       | (6検体)  | 6検体   |
| 22 | 化学物質環境モニタリング調査               | 10地域  | 11地域      | (11地域) | 10地域  |
| 23 | 環境コミュニケーション事業                | 8事例   | 10事例      | (10事例) | 9事例   |
| 24 | 化学物質対策セミナーの開催                | 1回    | 1回        | (1回)   | 1回    |

###### ・河川・土壌中の有害化学物質対策の推進

有害な化学物質(ダイオキシン類)の環境中の実態を把握するとともに、対象施設を有する事業者を指導することにより、有害な化学物質の環境への排出を抑制します。

###### 【水環境課】

|    |                                   | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |        | 5年度実績 |
|----|-----------------------------------|-------|-----------|--------|-------|
| 25 | (常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法))公共用水域(河川水質) | 8地点   | 11地点      | (11地点) | 13地点  |
| 26 | (常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法))公共用水域(河川底質) | 5地点   | 8地点       | (8地点)  | 11地点  |
| 27 | (常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法))地下水         | 4地点   | 4地点       | (4地点)  | 4地点   |
|    | (常時監視(ダイオキシン類対策特別措置法))土壌          | —     | —         | —      | 0地点   |
| 28 | (規制指導(ダイオキシン類対策特別措置法))排水等検査       | 3検体   | 4検体       | (4検体)  | 3検体   |

##### イ 再生可能な有機物資源の利活用

###### ・良質堆肥の生産と生産された堆肥の利用促進

良質堆肥の生産支援を行うとともに、耕畜連携の推進により堆肥の流通拡大を図ります。

###### 【畜産安全課】

|    |            | 7年度目標      | 6年度実績(目標)  |              | 5年度実績      |
|----|------------|------------|------------|--------------|------------|
| 29 | たい肥流通の拡大事例 | たい肥成分分析10点 | たい肥成分分析10点 | (たい肥成分分析10点) | たい肥成分分析10点 |

## 2 生産から消費にわたる監視・指導の徹底

### (1) 食品の安全のための自主管理体制の向上

#### ・ HACCP※に沿った衛生管理の稼働・定着支援

HACCPに沿った衛生管理の稼働・定着を推進するために、食品関連事業所が行うべき自主管理の1つである自主検査を推奨、確認します。

【食品安全課】

|    |                        | 7年度目標           | 6年度実績(目標)          |                    | 5年度実績             |
|----|------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 30 | 食品関連事業所における製品等の自主検査実施率 | 5.4%<br>(累計95%) | 13.8%<br>(累計89.6%) | (12.2%)<br>(累計88%) | 9.3%<br>(累計75.8%) |
| 31 | 小規模事業者施設のHACCP実践       | 8,000施設         | 8,000施設            | (8,000施設)          | 9,000施設           |
|    |                        | 累計76,000施設      | 累計68,000施設         | (累計68,000施設)       | 累計60,000施設        |

#### ・ 食品衛生推進員の活動

食品衛生推進員※による巡回指導、従業員への衛生教育等を通じて、食品の安全に関する情報の普及啓発を図ります。

【食品安全課】

|    |                 | 7年度目標   | 6年度実績(目標) |           | 5年度実績   |
|----|-----------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 32 | 食品衛生推進員による巡回指導等 | 50,000件 | 76,783件   | (50,000件) | 80,673件 |

#### ・ 学校給食食中毒事故等の防止対策(一部終了)

学校給食設備の改善、学校給食従事者の細菌検査、学校給食用食材の細菌等検査の実施、学校給食衛生管理講習会の開催などにより、食中毒を未然に防ぐとともに、学校給食従事者等の衛生管理への意識を高めていきます。

【保健体育課】

|    |                      | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |         | 5年度実績 |
|----|----------------------|-------|-----------|---------|-------|
| 33 | (学校給食事故防止対策)         | 57校   | 57校       | (57校)   | 57校   |
| 34 | 学校給食用食材の細菌等検査        | 228検体 | 228検体     | (228検体) | 228検体 |
| 35 | (学校給食事故防止対策)         | 1回    | 1回        | (1回)    | 1回    |
| 36 | 衛生管理講習会              | 300人  | 506人      | (300人)  | 496人  |
| 37 | (学校給食事故防止対策)         | 24回   | 24回       | (24回)   | 24回   |
| 38 | 学校給食従事者の細菌検査         | 全従事者  | 全従事者      | (全従事者)  | 全従事者  |
|    | (学校給食事故防止対策) 給食設備の改善 | —     | —         | —       | 25品目  |

### (2) 製造段階における監視・指導の充実強化

#### ・ 食品監視の充実・強化

食中毒等の食品に関する事故の発生状況や県民からの意見を反映して、食品衛生監視指導計画を策定し、危害度に応じた効率的な監視と食品等の検査を実施します。

また、ホームページ等で監視結果や食品等の検査結果について公表を行います。

【食品安全課】

|    |         | 7年度目標    | 6年度実績(目標) |            | 5年度実績    |
|----|---------|----------|-----------|------------|----------|
| 39 | 延べ監視施設数 | 20,000施設 | 20,212施設  | (20,000施設) | 22,937施設 |

・ 他の都道府県等との相互の連携

違反食品の発見や苦情食品の通報等に当たっては、関係する都道府県市町村と情報交換・情報提供や調査依頼等を行うなど連携した行政対応、処理を行います。

【食品安全課】

|    |                  | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |      | 5年度実績 |
|----|------------------|-------|-----------|------|-------|
| 40 | 他の都道府県等の違反発見通報処理 | 随時    | 随時        | (随時) | 随時    |

・ BSE<sup>※</sup>に係る飼料規制の徹底

BSE発生防止のため、肉骨粉等の飼料を牛へ給与することを禁止しており、この規制を遵守するよう、畜産農家及び飼料販売店に対し立入指導を行います。

【畜産安全課】

|    |                | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |        | 5年度実績 |
|----|----------------|-------|-----------|--------|-------|
| 41 | 農家・飼料販売店への立入指導 | 112件  | 112件      | (112件) | 112件  |

・ 死亡牛BSE検査<sup>※</sup>

特定症状及びBSEを否定できない症状を呈して死亡した牛を検査し、BSEの実態を把握し、原因究明に努めます。

【畜産安全課】

|    |          | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |         | 5年度実績 |
|----|----------|-------|-----------|---------|-------|
| 42 | 死亡牛BSE検査 | 対象牛全頭 | 対象牛なし     | (対象牛全頭) | 対象牛全頭 |

(3) 流通段階における監視・指導の充実強化

・ 適正な食品表示の遵守

食品関係営業施設を監視指導する際、食品の取扱い等の衛生管理に係る指導に併せて、食品表示基準に基づく適正な表示の実施について、アレルギーや遺伝子組換え食品表示等、確認及び指導を実施します。

【食品安全課】

|    |       | 7年度目標   | 6年度実績(目標) |           | 5年度実績   |
|----|-------|---------|-----------|-----------|---------|
| 43 | 監視施設数 | 2,000施設 | 3,987施設   | (2,000施設) | 1,863施設 |

・ いわゆる健康食品安全対策の推進

健康食品による県民への健康被害や不正表示による健康被害を未然に防止するため、市場に流通するいわゆる健康食品を買い上げ、含有が疑われる医薬品成分を検査及び表示検査を実施します。

また、健康食品取扱事業者等を対象に講習会を行うとともに、健康食品の表示等に関するパンフレットを作成します。

【薬務課・衛生研究所】

|    |               | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |        | 5年度実績 |
|----|---------------|-------|-----------|--------|-------|
| 44 | 瘦身用健康食品等の試買検査 | 80件   | 80件       | (80件)  | 83件   |
| 45 | 県内業者指導講習会の開催  | 1回    | 1回        | (1回)   | 1回    |
| 46 | パンフレット作成      | 450部  | 450部      | (450部) | 450部  |

・ 残留農薬・動物用医薬品の検査

県内に流通する農畜水産物の農薬や動物用医薬品の残留検査を実施し、違反食品の排除に努めます。

【食品安全課・衛生研究所・食肉衛生検査センター】

|    |       | 7年度目標    | 6年度実績(目標) |            | 5年度実績    |
|----|-------|----------|-----------|------------|----------|
| 47 | 検査検体数 | 345検体    | 370検体     | (350検体)    | 371検体    |
| 48 | 検査項目数 | 31,500項目 | 34,623項目  | (32,200項目) | 35,489項目 |

・ 県内産農産物スクリーニング検査※の実施

農産物直売所で販売される県内産農産物の安全性を確認するため、県独自の検査法により、残留農薬の検査を実施します。

検査結果を食品衛生安全局で共有し、農薬の適正使用について、生産現場への具体的な助言を行います。

【食品安全課・衛生研究所・農産物安全課】

|    |       | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |         | 5年度実績 |
|----|-------|-------|-----------|---------|-------|
| 49 | 検査検体数 | 140検体 | 140検体     | (140検体) | 140検体 |

(4) 輸入食品に対する監視・指導の充実強化

・ 輸入食品の取扱施設に対する監視・指導及び輸入食品検査の充実・強化

輸入食品の取扱い施設等に対する監視指導を強化するとともに、輸入食品の残留農薬、指定外添加物、動物用医薬品等の検査の充実、強化を図り、違反食品、不良食品の排除に努めます。

【食品安全課・衛生研究所】

|    |       | 7年度目標   | 6年度実績(目標) |           | 5年度実績   |
|----|-------|---------|-----------|-----------|---------|
| 50 | 検査検体数 | 95検体    | 105検体     | (100検体)   | 110検体   |
| 51 | 検査項目数 | 4,675項目 | 6,050項目   | (5,510項目) | 6,222項目 |

(5) 食品表示の適正化の推進

・ 食品表示調査員による調査

食品表示調査員を委嘱し、日常の購買行動等を通じて食品の品質表示の調査を行います。

【農産物安全課】

|    |                | 7年度目標  | 6年度実績(目標) |          | 5年度実績  |
|----|----------------|--------|-----------|----------|--------|
| 52 | 食品表示調査員委嘱数     | 100人   | 100人      | (100人)   | 100人   |
| 53 | 食品表示調査員による調査件数 | 2,000件 | 2,035件    | (2,000件) | 2,063件 |

・ DNA鑑定による表示の確認

市販されている食品を買上げ、DNA鑑定を実施して、商品の品質表示が内容物を正しく表しているかどうか調査します。なお、表示に疑義があったときには、立入調査を実施し必要な指導を行います。

【農産物安全課】

|    |         | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |        | 5年度実績 |
|----|---------|-------|-----------|--------|-------|
| 54 | 調査実施検体数 | 21検体  | 33検体      | (21検体) | 33検体  |

・ 「食品表示なんでもダイヤル」等食品表示に関する相談窓口の設置

県民からの食品の表示に関する相談や通報窓口を農産物安全課及び各農林振興センターに設置しています。また、保健所、消費生活支援センターにおいても、食品表示に関する通報や相談等を受け付けています。

【消費生活課・食品安全課・農産物安全課】

|    |      | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |      | 5年度実績 |
|----|------|-------|-----------|------|-------|
| 55 | 相談件数 | 随時    | 505件      | (随時) | 684件  |

・ **情報提供、通報等による立入調査等**

食品表示調査員からの情報提供や、食品表示なんでもダイヤル等の通報を受け、関係課所が連携して立入調査を実施し、不適正なものには是正指導や行政処分を行います。

また、県に処分権限がない場合には国等へ通報し、適切な措置を求めます。

さらに、事業者の商品・サービスに係る虚偽、誇大広告等に対する監視・指導を行うとともに、適正な表示を行うよう普及啓発に努めます。

【消費生活課・食品安全課・農産物安全課】

|    |                    | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |      | 5年度実績 |
|----|--------------------|-------|-----------|------|-------|
| 56 | 情報提供、通報等による立入・指導回数 | 随時    | 66件       | (随時) | 60件   |

・ **食品の栄養表示等の指導強化**

健康増進法及び食品表示法に基づく食品表示に関する実施要綱に基づき、食品製造業者等を対象とした指導を実施します。

【健康長寿課】

|    |                 | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |        | 5年度実績 |
|----|-----------------|-------|-----------|--------|-------|
| 57 | 食品製造業者等に対する説明会等 | 100回  | 123回      | (150回) | 129回  |

## (6) 試験検査体制の強化等

・ **食品衛生検査施設等における業務管理(食品GLP)<sup>\*</sup>の充実**

食品GLP対象施設(衛生研究所や保健所等)に対し、試験検査や試験品の採取等の実施状況を点検し、食品衛生検査の信頼性を確保します。

【食品安全課】

|    |      | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |       | 5年度実績 |
|----|------|-------|-----------|-------|-------|
| 58 | 内部点検 | 54回   | 54回       | (54回) | 54回   |

## 3 県民参画による相互理解と信頼関係の構築

### (1) 県民の意見の施策への反映等

・ **食の安全推進委員会の開催**

食の安全・安心確保に関する施策の総合的な推進を図るため、「埼玉県食の安全推進委員会」を開催します。

【食品安全課】

|    |              | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |      | 5年度実績 |
|----|--------------|-------|-----------|------|-------|
| 59 | 食の安全推進委員会の開催 | 3回    | 2回        | (3回) | 2回    |

・ **食品衛生監視指導計画の策定**

令和8年度の食品衛生監視指導計画の策定に当たっては、令和7年度に発生した食に関わる問題等を分析・評価し、広く県民の意見を求めます。

【食品安全課】

|    |           | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |      | 5年度実績 |
|----|-----------|-------|-----------|------|-------|
| 60 | 県民からの意見募集 | 1回    | 1回        | (1回) | 1回    |

## (2) リスクコミュニケーション※の促進

### ・タウンミーティングの開催

消費者、農業生産者を含む食品関係事業者及び行政が一堂に会して相互理解を深めるタウンミーティングを開催します。

【食品安全課】

|    |                 | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |       | 5年度実績 |
|----|-----------------|-------|-----------|-------|-------|
| 61 | 消費者、生産者等の交流会の開催 | 10回   | 10回       | (10回) | 10回   |

### ・食の安全を説明できる人材の育成

学校給食や保育現場などで食の安全に携わる職員等を対象に、こどもや保護者に対して食の安全に関する適切な説明を行うための知識を深め、リスクコミュニケーションの技能を習得することを目的とした研修会を開催します。

【食品安全課】

|    |                   | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |      | 5年度実績 |
|----|-------------------|-------|-----------|------|-------|
| 62 | リスクコミュニケーター研修会の開催 | 2回    | 2回        | (2回) | 2回    |

## (3) 正しくわかりやすい情報・知りたい情報の提供

### ア 情報の収集と提供

### ・食の安全・安心に関する情報提供

多くの県民が食の安全についての理解を深めることを目的として、スーパーマーケットなどの民間事業者の協力を得て、食の安全・安心に関するタイムリーな情報を提供します。

【食品安全課】

|    |               | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |       | 5年度実績 |
|----|---------------|-------|-----------|-------|-------|
| 63 | コバトン食の安心情報の発行 | 12回   | 12回       | (12回) | 12回   |

### ・参加型学習会の開催

子育て世代を対象に、食の安全に関する最新情報の提供や参加者による意見交換等を行います。  
また、こども食堂や放課後児童クラブの調理担当者などを対象とした衛生管理の基礎を学ぶための講習会を実施します。

【食品安全課】

|    |              | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |      | 5年度実績 |
|----|--------------|-------|-----------|------|-------|
| 64 | 食の安心サロンの開催   | 随時    | 17回       | (随時) | 8回    |
| 65 | 食の安全基礎講習会の開催 | 随時    | 26回       | (随時) | 16回   |

### イ 消費生活における食の安全確保のための消費者学習の支援等

### ・消費生活の安心確保のための消費者教育の推進

食生活に関連した消費生活講座等を開催するとともに、ホームページ等で情報提供します。

【消費生活課】

|    |            | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |      | 5年度実績 |
|----|------------|-------|-----------|------|-------|
| 66 | 消費生活講座等の開催 | 4回    | 5回        | (4回) | 4回    |

#### (4) バランスのとれた食生活・食の安全に係る食育※の推進

##### ・ 食の安全・安心学習の推進

高校生など若い世代を対象に、実験などを通じて食の安全に対する関心を高め、正しい知識を身につける体験型の講習会を開催します。

##### 【食品安全課】

|    |             | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |      | 5年度実績 |
|----|-------------|-------|-----------|------|-------|
| 67 | 食の安全体験教室の開催 | 随時    | 4回        | (随時) | 6回    |

##### ・ 学校給食への地場産農産物利用を通じた食育の推進

学校給食会と連携し、県産農産物を紹介したポスターを県内小中学校に掲載することにより、児童生徒の県農業、県産農産物に対する理解を促進します。

##### 【農業ビジネス支援課】

|    |                           | 7年度目標   | 6年度実績(目標) |           | 5年度実績   |
|----|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 68 | 市町村の学校給食に利用された地場農産物の延べ品目数 | 1,000品目 | 1,063品目   | (1,000品目) | 1,077品目 |

#### (5) 健康で豊かな食文化の推進

##### ・ 県産農産物等の情報提供の推進

県ホームページ、埼玉農産物ポータルサイト、SNS等を活用して、安全・安心な県産農産物情報を発信します。

##### 【農業ビジネス支援課】

|    |                                 | 7年度目標 | 6年度実績(目標) |         | 5年度実績 |
|----|---------------------------------|-------|-----------|---------|-------|
| 69 | 県ホームページ、埼玉県農産物ポータルサイト等を活用した情報発信 | 5アイテム | 5アイテム     | (5アイテム) | 5アイテム |

##### ・ 県民、企業、団体等の自発的な食育活動の推進

食育を地域単位で推進するため、各保健所で地域の食を担う団体やボランティアを対象とした研修会を実施し、支援します。

##### 【健康長寿課】

|    |                  | 7年度目標  | 6年度実績(目標) |          | 5年度実績  |
|----|------------------|--------|-----------|----------|--------|
| 70 | 各保健所における食育研修会の開催 | 1,500人 | 2,745人    | (1,500人) | 3,203人 |

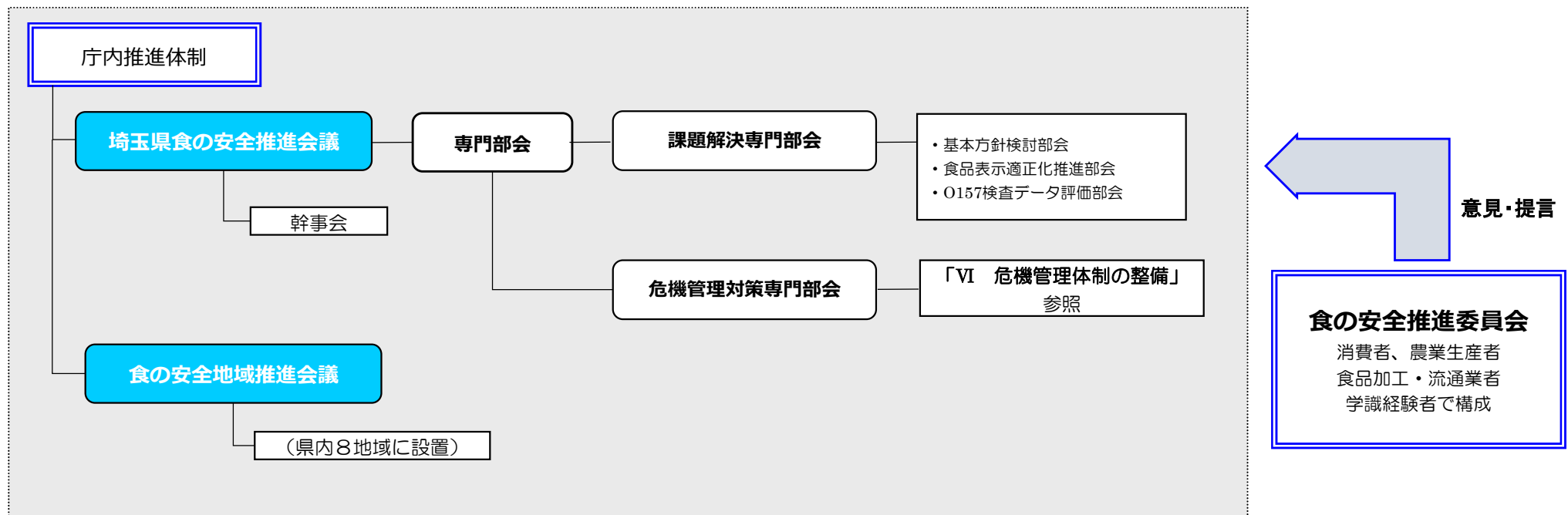
## V 食の安全・安心確保に向けた推進体制の整備

### 食の安全推進委員会

埼玉県食の安全推進委員会は、生産から消費にわたる食の安全・安心確保に関する施策の総合的な推進を図るため、埼玉県食の安全・安心条例第20条の規定に基づき設置しています。

### 庁内連携・地域連携体制

施策を総合的・効果的に推進するため、食品衛生安全局長を議長に関係25課所で構成する「埼玉県食の安全推進会議」を設置しています。また、地域に応じた食の安全・安心確保に関する一元的な施策の推進を図るため、県内8地域に「食の安全地域推進会議」を設置しています。



## VI 危機管理体制の整備

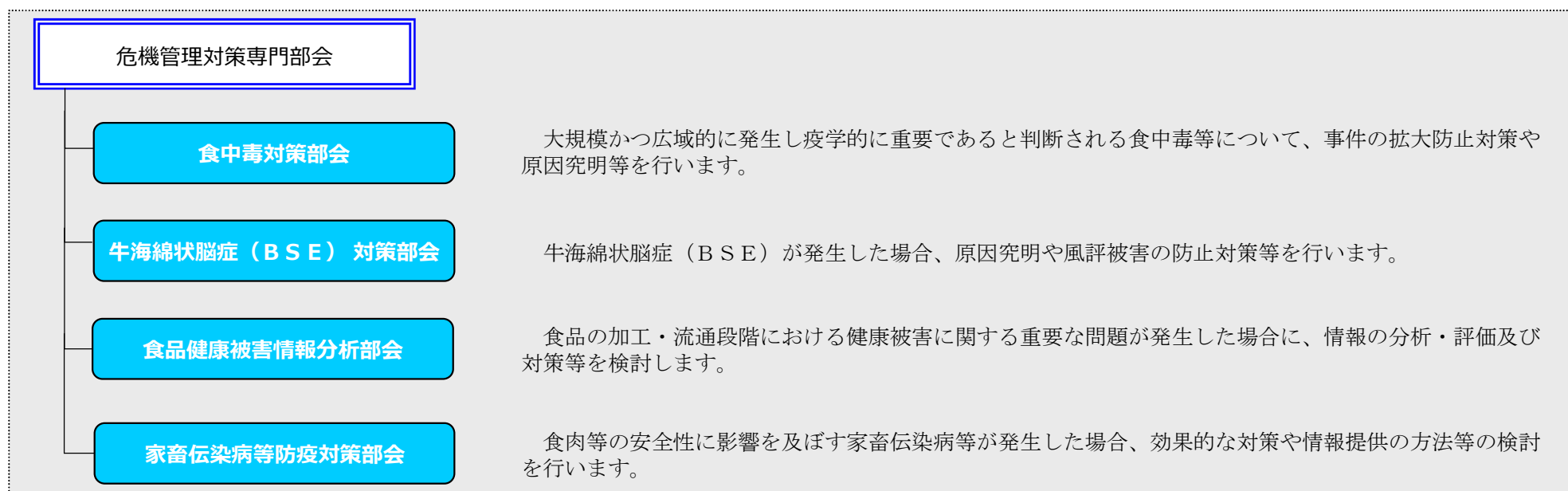
### 1 平常時の体制整備と緊急事態への対処

食の安全・安心の確保が損なわれる重大な事態が生じた場合、又は当該事態の生じるおそれがある場合に迅速かつ適切に対処するため、埼玉県食の安全・安心条例第15条に基づき必要な体制を整備しています。

#### (1) 平常時の危機管理体制

平常時からの危機管理体制を推進し、初動体制を遅滞なく機能させるため、埼玉県食の安全推進会議に、関係課所で構成する危機管理対策専門部会を設置しています。

危機管理対策専門部会には下記の4部会があります。



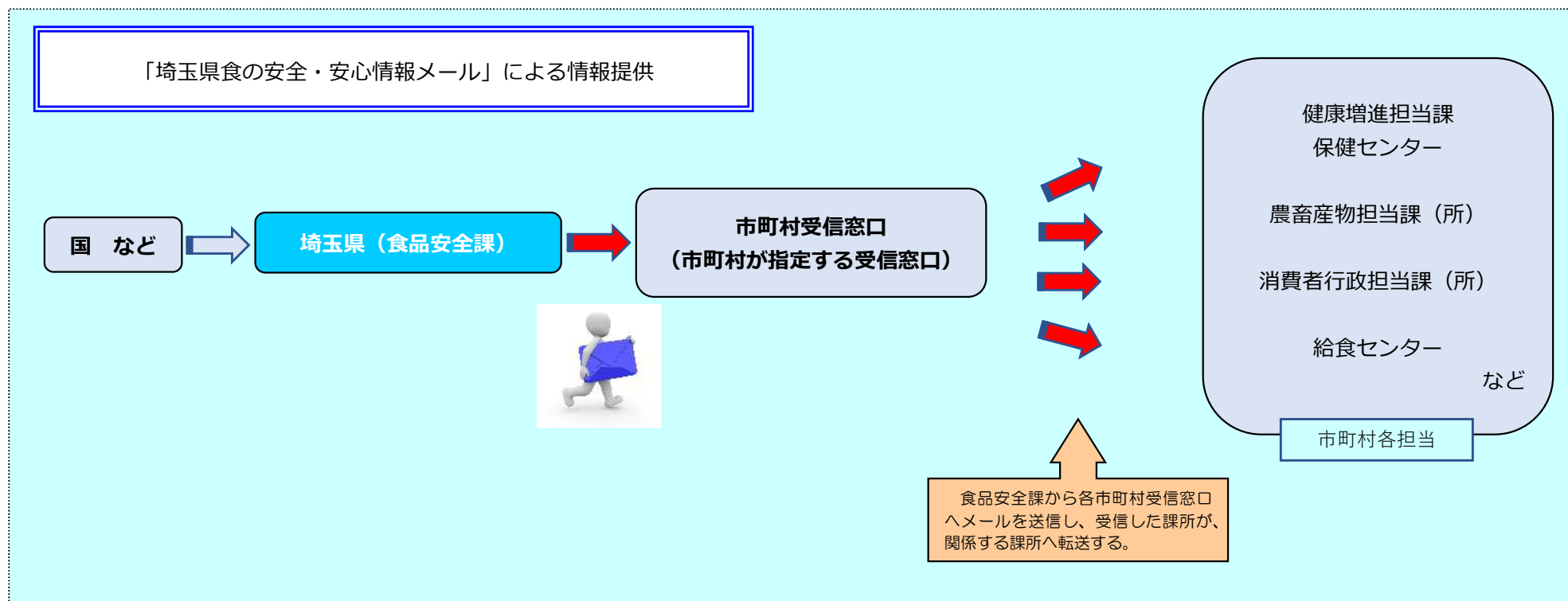
#### (2) 緊急事態への対処

食品安全についての対処方法を定めたマニュアルを作成して、緊急事態の発生に備えています。

## 2 情報の共有化と情報の提供等

平常時から食に関する安全・安心情報を市町村に提供し、情報の共有化を図るとともに、食の安全を損なうおそれがある緊急時には、迅速かつ正確に情報提供を行うため、電子メールを活用した情報伝達体制を整備しています。そのため、市町村に対して定期的に「埼玉県食の安全・安心情報メール」を発信しています。（下図参照）

また、食品関係団体及び消費者団体等と協働し、リスクコミュニケーションや情報の発信・収集などを通して、連携を強化していきます。



索引

〈A～Z〉

- ・ BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy : 牛海綿状脳症)
- ・ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) → ハサップ
- ・ LC-MS/MS (High-Performance Liquid Chromatography-Tandem Quadrupole Mass Spectrometer : タンデム型質量分析計付高速液体クロマトグラフ)
- ・ MLST (Multilocus Sequence typing : 多遺伝子座位配列型別法)
- ・ Staphylococcus argenteus (S. argenteus)
- ・ S-GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理手法)

〈あ 行〉

- ・ 牛海綿状脳症 → BSE

〈か 行〉

- ・ 環境コミュニケーション
- ・ 系統解析
- ・ 下痢原性大腸菌 (EASTEC、ETEC及びEHEC)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ

〈さ 行〉

- ・ 埼玉県食の安全・安心条例
- ・ 死亡牛BSE検査
- ・ 食育
- ・ 食品衛生検査施設等における業務管理 (食品GLP : Good Laboratory Practice)
- ・ 食品衛生推進員

〈た 行〉

- ・地産地消
- ・鳥インフルエンザ → 高病原性鳥インフルエンザ

〈な 行〉

- ・農産物スクリーニング検査

〈は 行〉

- ・ハサップ（HACCP）
- ・分析疫学的解析型別法

〈ら 行〉

- ・リスク管理（Risk Management）
- ・リスクコミュニケーション（Risk Communication）
- ・リスク評価（Risk Assessment）
- ・リスク分析（Risk Analysis）

## A～Z

### **BSE（Bovine Spongiform Encephalopathy）：牛海綿状脳症）**

牛の病気で、牛の脳の組織がスポンジ状になり、運動失調等の症状を示す、中枢神経系の病気です。治療法はありません。牛に存在するプリオンというたん白が異常化し脳に蓄積することが原因とされています。昭和61年に英国で初めて報告されて以来、世界で約19万頭が確認されています。我が国では平成13年、千葉県の食肉処理場で初めて確認され、平成27年7月までに36頭が確認されています。国内で生まれた牛では、平成14年1月生まれの牛が最後、発症が確認されたのは平成21年1月（平成12年8月生まれ）が最後で、これ以降は確認されていません。

### **LC-MS/MS（High-Performance Liquid Chromatography-Tandem Quadrupole Mass Spectrometer）：タンデム型質量分析計付高速液体クロマトグラフ）**

高速液体クロマトグラフとタンデム型質量分析計を組み合わせた分析装置です。熱に不安定な物質や難揮発性物質などの成分を分離し、その質量を測定することにより分析を行います。食品中に微量に残留する農薬等の成分を高感度、かつ、多成分一斉に分析することができるため、食品中の残留農薬や動物用医薬品の検査に用いられています。

## MLST (Multilocus Sequence typing : 多遺伝子座位配列型別法)

細菌の複数の遺伝子配列を調べて分類する方法です。国際的に比較可能なデータが得られ、菌株間の同一性の確認や微生物の進化の研究に広く用いられています。

## Staphylococcus argenteus (S. argenteus)

ブドウ球菌食中毒は、S. aureusが原因菌として広く知られていましたが、平成27年に新種として登録されたS. argenteusも食中毒の原因となることが判明し、国内で4件の食中毒事例が報告されています。また、S. argenteusは皮膚軟部組織感染症や菌血症などの疾患との関連性も報告されています。培地上の色素産生性に違いはあるものの、S. aureusとS. argenteusは主な性状が類似しており、鑑別に注意を要します。

## S-GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理手法)

県内農家に農業に関連する法令・指針等を順守していただくために、平成26年度に策定した埼玉県における農業規範（「正しいやり方」を取りまとめたもの）のことです。

「正しいやり方」で農業生産を行うことによって、食品安全、労働安全、環境保全、人権保護、農場経営管理に配慮した、人と環境にやさしい持続的な農業につながる取組です。

## か行

### 環境コミュニケーション

県民・事業者・行政が、化学物質など環境に関する情報共有と意見交換を通じて意思疎通と相互理解を図る取組です。

### 系統解析

生物の遺伝子情報から生物間または遺伝子の進化的道筋（系統）を分析することです。微生物同士の系統的なつながりを調べることで、食中毒の発生源の特定や感染症の広がり方の推定、微生物の進化の過程などが分かります。

### 下痢原性大腸菌 (EASTEC、ETEC及びEHEC)

下痢原性大腸菌はヒトに下痢を引き起こす大腸菌です。EASTECは腸管凝集付着性大腸菌耐熱性腸管毒素遺伝子保有大腸菌といい、耐熱性の毒素 (astA) により下痢を発症させることが報告されています。ETECは腸管毒素原性大腸菌と呼ばれ、易熱性毒素 (LT) 及び耐熱性毒素 (ST) を産生し下痢を発症させます。EHECは腸管出血性大腸菌と呼ばれ、志賀毒素（ペロ毒素ともいう）を産生し、下痢や血便を発症させ、まれに重篤な溶血性尿毒症症候群 (HUS) を引き起こします。

### 高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局 (WOAH) が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス又はH5もしくはH7亜型のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の疾病で、鳥から鳥へ直接感染するだけでなく、水、排泄物等を介しても感染し、死亡率が高い家畜伝染病です。生きた鳥との濃厚な接触で人に感染した例が報告されていますが、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることで、インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

### 埼玉県食の安全・安心条例

食の安全・安心の確保に関する県の取組や基本姿勢を明らかにするとともに、県、事業者及び県民の責務、役割、事業取組を規定し、関係者相互の信頼関係の下に推進する枠組みを定めた基本条例で、平成16年9月1日に施行されました。

県民の意見交換の促進、施策の提案制度などの「県民参画」、生産者・加工・流通業者の自主的な取組を促進する「安全・安心を一層高める事業取組」、食品の安全性や食に関する地域の歴史や文化などについて幅広く食育を進める「食育等による知識の普及啓発」などを定めています。

### 死亡牛BSE検査

BSE※の感染原因の究明等を目的に、牛海綿状脳症※対策特別措置法に基づき、農場で特定症状及びBSEを否定できない症状を呈して死亡した牛について、全国の家畜保健衛生所等において実施されています。

### 食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

### 食品衛生検査施設等における業務管理（食品GLP：Good Laboratory Practice）

食品衛生法では食品衛生上の危害の発生を防止する必要があると認めた場合、検査のために食品を収去（食品衛生監視員が販売店等から食品を無償で採取）することができます。この検査結果に基づいて営業者の権利を制限する行政処分を行うので、検査内容及びその結果は十分信頼できるものでなくてはなりません。

このため、食品の理化学的検査、微生物学的検査及び動物を用いる検査を適正に行うための実施手順をそれぞれ定めるとともに、実施した検査の信頼性のチェックを検査に関わらない第三者（検査区分責任者・検査部門責任者・信頼性確保部門責任者）が行います。このように、食品衛生検査の信頼性を客観的、科学的に保証するための業務管理のことをいいます。

### 食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、食中毒の発生防止及び食品衛生の維持向上に関する民間リーダーの設置の必要性から、食品営業者の自主的な活動を促進するために設けられた制度です。知事が営業者等の中から委嘱し、営業者への支援活動の協力依頼をするものです。

### 地産地消

「地域で生産された農林産物を地域で消費する」、さらに「地域で必要とする農林産物は地域で生産する」という意味で使われています。地産地消は、消費者の食に対する安全安心志向の高まりを背景に、消費者、生産者、加工・流通・販売業者などの相互理解を深める取組として期待されています。埼玉県では、「近いがうまい埼玉産」をスローガンに取り組んでいます。

### 農産物スクリーニング検査

国が定めた残留農薬検査（公定検査）では1品目当たり 1 kg以上の検体が必要ですが、農産物直売所では少量多品目での販売がされている場合が多く、薬物野菜などは必ずしも十分に検査を実施できていない状況であったため、検査に用いる量を1kg（1,000g）ではなく100gとした検査を行うものです。

### ハサップ（HACCP）

Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点方式の略で、従来の最終製品の抜取検査による衛生管理ではなく、食品の製造における重要な工程を連続して監視することで、一つひとつの製品の安全性を保証しようとする国際標準の衛生管理手法です。

### 分子疫学的解析型別法

分子疫学とは生物のDNAやRNAなどの遺伝子の情報を、患者等の集団の病気の原因特定、治療や予防等に活用する学問です。食中毒事件の調査では、遺伝子情報を解析して型別することで患者集団や原因食品の特定に用いられています。

### リスク管理（Risk Management）

リスク評価※の結果をふまえ、技術的な実行可能性、費用対効果、住民感情など様々な事情を考慮し、リスクを低減するための適切な政策や措置（規格や基準の設定など）を決定実施することです。

### リスクコミュニケーション（Risk Communication）

リスク分析※の全過程において、リスク管理※機関、リスク評価※機関、消費者、生産者、事業者、流通業者、小売業者などの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。

### リスク評価（Risk Assessment）

人間が食品中の危害要因（微生物、化学物質等）を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が生じるのかを科学的に評価することです。

### リスク分析（Risk Analysis）

食品中の危害要因を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方です。リスク管理※、リスク評価※及びリスクコミュニケーション※の3つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、よりよい成果が得られます。

食の安全・安心に関する相談等窓口

○県が進める食の安全・安心に係る施策についてのご意見やご提案（土・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く8:30～17:15)

●食品安全課 電 話 048-830-3425  
電子メール a3420@pref.saitama.lg.jp  
ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0708/>

○食品表示なんでもダイヤル（電話）（土・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く8:30～12:00、13:00～17:15)

●農産物安全課 048-830-4110  
●農林振興センター  
さいたま：048-822-2492 川 越：049-242-1808 東松山：0493-23-8532  
秩 父：0494-24-7211 本 庄：0495-22-6156 大 里：048-523-2812  
加 須：0480-62-1474 春日部：048-737-2134

○消費生活支援センター（電話）（日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く9:00～16:00)  
※土曜日は、川口又は熊谷のいずれかのセンターで受け付けています。

●消費生活支援センター ※土曜日は開設しているセンターに自動転送されます。  
川口：048-261-0999 熊谷：048-524-0999

○その他の機関（電話）（土・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く8:30～17:15)

●保健所 南 部：048-262-6111 朝 霞：048-461-0468 春日部：048-737-2133  
草 加：048-999-5515 鴻 巣：048-541-0249 東松山：0493-22-0280  
坂 戸：049-283-7815 狭 山：04-2941-6535 加 須：0480-61-1216  
幸 手：0480-42-1101 熊 谷：048-523-2811 本 庄：0495-22-6481  
秩 父：0494-22-3824  
●家畜保健衛生所 中央：048-663-3071 川越：049-225-4141 熊谷：048-521-1274

令和7年度  
埼玉県食の安全・安心  
アクションプラン

埼玉県保健医療部食品安全課  
電 話 048-830-3425  
E-mail a3420@pref.saitama.lg.jp

令和7年6月



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」